

令和6年第4回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和6年4月22日
曾於市農業委員會

第4回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和6年4月22日（月） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

5 議事録署名委員 2 番 〇〇〇〇〇、3 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和6年4月22日（月） 午前11時00分

令和6年第4回曾於市農業委員会総会日程

令和6年4月22日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第32号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第33号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第34号 農地法第4条による許可申請について

議案第35号 農地法第5条による許可申請について

議案第36号 非農地証明願について

議案第37号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第38号 農用地等のあっせんについて

議案第39号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第40号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第41号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

(2) 報告

報告第4号 合意解約等の報告

4 その他

令和6年第4回曾於市農業委員会總會

令和6年4月22日（月） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。3月、4月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第4回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。2番〇〇〇〇〇委員、3番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第32号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○1番委員 (○○○○○)

末吉38号について、4月7日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地にはユズを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉39号について、4月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が80歳以上ですが、近くに娘夫婦が居住しており既に農作業も手伝っています。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉40、41号について、4月6日に現地調査を行いました。受人が同一人で、申請地もすぐ隣ですので併せて報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、お店で自家消費するためのユズ、レモン、キンカン、柿などを定植される予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○4番委員 (○○○○○)

末吉42号について、4月9日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が市外ですが、申請地まで車で15分程度で通作距離に関して営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉43号について、4月9日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は住所地が市外ですが、申請地まで車で15分程度で通作距離に関して営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13番委員 (○○○○○)

末吉44号について、４月１１日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はあります。調査結果の総合意見は、取得する農地には、自家消費用の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員 (○○○○○)

末吉45号について、4月4日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありま

せん。対価が周辺農地に比べると高額ですが、申請地に隣接する5849番の農地が受人の所有地であり、申請地を別な方に購入されると現在所有している畑に入ることができなくなることも含め、価格については、受人、渡人協議の上での価格であることから、やむを得ないと考えます。なお、受人に転用の意向はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉46号について、4月4日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉47号について、4月4日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉48号について、4月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、花きを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

財部49号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は現在、自宅に隣接する水田で水稻を作付けしていますが、水稻のほか、露地野菜を作付けしたいと考え、自宅付近で農地を探していたところ、渡人との売買契約合意に達し、今回の申請となったものです。受人については、自作している農地面積が1,946㎡で、今回申請地の面積1,669㎡を足しても合計3,615㎡となりますが、申請地は自宅から10mと近く確実な営農が見込まれます。調査結果の総合意見は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部50号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。なお、現在受人が自作している農地面積が357㎡で今回申請地の面積940㎡を足しても合計1,297㎡となりますが、申請地が自宅に近く営農しやすい環境にあったことから、平成30年から借り受けて作付けしていたもので、今回改めて許可を得て取得しようとするものです。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○17番委員 (〇〇〇〇〇)

財部51号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は宮崎県北諸県郡三股町在住で、自宅から申請地まで通作距離があるため農地の引受け手を探していたところ受人が見つかり、今回、贈与での申請となったものです。受人については、自作している農地面積が753㎡で、今回申請地の面積1,911㎡を足しても合計2,664㎡となりますが、申請地と自宅は約2kmと近く、確実な営農が見込まれます。作った野菜は、自家消費とグループホームひだまりに納品するというものでした。調査結果の総合意見は、取得する農地には、野菜等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員 (〇〇〇〇〇)

財部52から54号まで、4月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。まず財部52号は、タブレットで見たら不耕作黄色があったので事務局に話をしたら、大隅で確認したら大丈夫とのことで調査に行きました。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について

は、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。次に、財部53、54号は、受人が同一人なので、まとめて報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、大豆を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第32号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第33号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

末吉17号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、橋野十文字自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地と畑、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、牛舎を設置する面積827㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水はオガクズ処理するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で第2種農地のその他の農地に該当し、牛舎を整備しており農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉18号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、小中野自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道を挟んで宅地、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、農家住宅、農業用倉庫を設置する具体的計画があり実現確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、農家住宅、農業用倉庫を設置する面積965㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接統施設に該当し、農家住宅、農業用倉庫を整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

末吉19号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、三枝前自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで宅地、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、工場を設置する具体的計画があり実現確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、工場を設置する面積2,713㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接統施設に該当し、工場を整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○16番委員 (○○○○○)

末吉20号について、4月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、新原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑と雑種地、西が宅地、南が道を挟んで畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、資材及び製品置場を設置する具体的計画があり実現確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、資材及び製品置場を設置する面積4,712㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は水路側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、資材及び製品置場を整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉21号について、4月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、新原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が宅地と畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、農家住宅、倉庫を設置する面積777㎡は、同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は水路側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、農家住宅、倉庫を整備しており、農地への復元も困難であることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○17番委員 (○○○○○)

財部22号について、4月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、水ノ久保自治会内の農地です。周囲の状況は、東から北側、西側にかけてが水路を挟んで山林、原野に囲まれており、南側が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書も添付されています。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、344㎡に農業用機械倉庫1棟を設置済みで、周辺同種施設の規模状況から見て適当と思われます。排水等については、雨水は南側の道路側溝へ流入するため自然流下で適当と思われます。被害防除は現状のまま利用し、緩衝地を設けていることから、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、農地法の許可を得ないまま、平成7年頃から農業用機械倉庫1棟を建築していたものです。ついては、建築後から29年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○5番委員 (○○○○○)

末吉20号について伺います。2,376㎡のうちの1,728㎡、3,130㎡のうちの2,984㎡。残地は畑として使われるんですか。

○16番委員 (○○○○○)

末吉20号と21号は同一の農地になります。

○事務局 (○○○○○係長)

残地については、○○○○○さんの方で4,712㎡、○○○○○さんの方で777㎡が農振除外の申請が上がっているんですが、この後また、○○○○○さんについては、4,712㎡を5条で転用申請、○○○○○さんにつきましては、4条の転用申請、若しくは非農地証明で申請が上がってくる予定になっています。なので、この2筆は、それぞれ宅地若しくは雑種地に変更予定です。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

○8番委員 (○○○○○)

残地は出ないんでしょ。○○○○○さんと○○○○○さんが、それぞれの面積を全部除外するということでしょう。けど、3,130㎡のうち2,984㎡と139㎡だったら0にはならないですよ。

○事務局 (○○○○○係長)

台帳の面積と今回の申請面積を計算しても若干、数値は差が出てきているんですけども、今回の分筆の関係で測量図がつけられてまして、台帳の面積より現況面積がちょっと少なかったということで申請が上がってきております。

○議長（○○○○○会長）

測量を現況でしたら、数値が違っているということで、こういうことになっているということでしょうか。

○8番委員（○○○○○）

○○○○○委員が言うように残地が残る計算になりますが、これは残地は残らない計算じゃないんですか。

○事務局（○○○○○係長）

測量をした結果、2,376㎡が10㎡減ります。3,130㎡の方が7㎡減っております。

○8番委員（○○○○○）

数値はそれだけ違うけど、結局は全面それぞれ除外をするということですね。

○事務局（○○○○○係長）

はい。除外をして今後、転用若しくは非農地証明の申請が上がってきます。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第33号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第34号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13番委員（○○○○○）

末吉9号について、4月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、先ほどの議案第33号、農振変更申請の末吉17号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、追認案件で第2種農地のその他の農地に該当し、牛舎を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉10号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、小中野自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで山林、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、飼料米倉庫、駐車場を整備する面積は、全体で753㎡であり、同種施設の規模状況から見ても適当と思います。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、盛土を行い、周囲はブロック塀を設置し、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、飼料米倉庫、駐車場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第34号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第35号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

末吉17号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。土地の所在地は資料のとおりです。補足説明資料は44ページからになります。申請地は、菅渡東自治会内の農地です。周囲の状況は、東が通路と宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、建売住宅を整備する面積は全体で293㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等については、雨水は集水後、既存の側溝へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、擁壁を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、建売住宅1棟を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉18号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。土地の所在地は資料のとおりです。補足説明資料は50ページからになります。申請地は、野田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が畑、南が畑、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、車庫、物置を整備する面積は全体で107㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等は、雨水のみで既存の側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、盛土を行い、また、周囲には軽量ブロックを設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で、第2種農地のその他の農地に該当し、車庫、物置を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉19号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。土地の所在地は資料のとおりです。補足説明資料は55ページからになります。申請地は、丸尾自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書の写しが添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、一般住宅、カーポートを整備する面積は全体で431㎡であり、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、周囲にブロック塀を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅、カーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○13番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉20号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。本件は、先ほどの議案第33号、農振変更申請の末吉19号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、第1種農地ですが不許可の例外の集落接続施設に該当し、工場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

財部21号について、4月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、湯田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が水路と道路を挟んで田と宅地、北が水路を挟んで田です。目的実現の確実性は、一般住宅を建築する具体的計画があり、また、住宅ローンの仮審査終了通知書の写しが添付され

ており、資力が確認できることから確実と思われます。位置は財部駅から300m以内にあることから第3種農地に該当します。計画面積として、全体面積282㎡に一般住宅1棟を建築するものであり、周辺同種施設の規模状況から見ても適当と思われます。排水等は、合併浄化槽を設置し、雨水ともに南側の既存側溝に放流することから適当と思われます。被害防除は、申請地を現状まま利用し、周囲にはブロック塀を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第3種農地の300m以内農地に該当します。申請人は、現在借家住まいですが、今回、申請地に一般住宅1棟を新築するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○17番委員（○○○○○）

財部22号について、4月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、吉ヶ谷自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地と雑種地、南が山林と原野、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書も添付されています。位置は農地の広がりがないことから、第2種農地に該当します。計画面積として、全体面積2,814㎡に対して、隣接工場で製造した肥料をフレコンバック2,110個に詰めて設置し、肥料置場として既に利用していますが、周辺同種施設の規模状況から見ても適当と思われます。排水等については、雨水は南側の山林原野へ流入することになりますが、自然流下で適当と思われます。被害防除は、造成等を行わず、現状のまま利用します。申請地の周囲に農地はなく、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は北側にある申請人所有の工場に併設して通路が確保されています。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。申請人は、隣接する自社工場で肥料を製造、販売していますが、計画どおりの販売ができず、在庫を抱えてしまうことになったため、令和4年4月頃から申請地を肥料置場として利用していたものです。ついては、申請地は傾斜地部分が多く、耕作には不向きで農地への復元は著しく困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第35号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第36号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○16番委員（○○○○○）

末吉10号について、4月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は田方自治会内の農地です。周囲の状況は、東が原野、西が宅地、南が宅地、北が山林です。記載事項と現地は合致しています。固定資産税の建物の所在地が2732番2となっておりますが、実際は申請地に建築されています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地は宅地等に囲まれており、周囲に農地がないため問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和51年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在は空き家となっております。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。一般住宅として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉11号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行

いましたので報告いたします。申請地は坂元自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道を挟んで畑、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の東側と北側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和61年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。一般住宅として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅12号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は川床自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が畑、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地周辺は農地ですが、市道にも側溝があり、排水等の流れ込みなどなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和36年頃に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。農家住宅として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。次に、大隅13号について、4月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は八合原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路を挟んで畑、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の南側は農地ですが、市道側溝があり、排水等の流れ込みなどなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。一般住宅敷地として平成9年頃に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は、周辺を宅地、畑に囲まれている第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。一般住宅敷地として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○12番委員（○○○○○）

大隅14号について、4月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は八合原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の東側は農地ですが、市道の側溝があり、排水等の流れ込みなどなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和57年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は、周辺を宅地、畑に囲まれている第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。一般住宅として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○17番委員（○○○○○）

財部15号について、4月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は水ノ久保自治会内の農地です。周囲の状況は、東から北側、西側にかけてが水路を挟んで山林、原野に囲まれており、南側が道路を挟んで畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、南側に道路を挟んで農地がありますが、雨水等の流れ込みはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には、農地法の許可を得ないまま農業用機械倉庫1棟が建築され、建築後20年以上経過しています。調査結果の総合意見は、申請地には、平成7年頃から農業用機械倉庫が設置され、現在まで農地としての利用はなされていない状況です。つきましては、平成7年の建築後から29年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以

上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第36号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第37号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○16番委員（○○○○○）

末吉4号について、4月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は池山中自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が山林、北が畑と宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、全体面積635㎡のうち42㎡に農機具格納庫を設置しており、同種施設の規模状況から見て適当と思います。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で、第2種農地のその他の農地に該当し、転用目的が農機具格納庫です。設置により耕作が不能となる面積が42㎡で転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第37号農地の用途変更届については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩いたします。

（休憩：午前10時07分）

（再開：午前10時17分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開いたします。次に、議案第38号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉64及び65は、私と、○○○○○推進委員。末吉66及び67は、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉68及び69は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉70は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉71から73までは、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅74及び75は、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅76から78までは、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部79は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部80は、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部81及び82は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○8番委員（○○○○○）

末吉68は今回の利用権、新規3年以上6年未満の末吉40で○○○○○委員が既に成立させていただいています。

○議長（○○○○○会長）

末吉68は成立されているそうです。

○17番委員（○○○○○）

財部の80は連絡先に何度も電話をしたり、行ったりするんだけど、いらっしゃらないんですよ。

ね、この3日ぐらい。御高齢で施設か何かぐらいの年齢ですか。そこだけ知りたかったんだけど。

○5番委員（○○○○○）

携帯ですれば出ない方がいますよね。携帯は警戒して出ない方が多いですよ。

○議長（○○○○○会長）

高齢の方は、結構、携帯とか知らない電話はとらない人達が多いですから。事務局は農業委員さんから連絡がありますよと話しているみたいなんですけど。また、後ほど調べてよろしいですか。

○17番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉1は継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉2の1303番2は継続、1328番1と1330番2は成立です。

○15番委員（○○○○○）

末吉5は現地確認しましたら、○○○○○が大麦若葉を既に植えているようで成立しているようです。6は継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉7も継続をお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅11につきましては、もう見込みがございませんので、打ち切りをお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅12は今月まで継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅13は成立です。

○5番委員（○○○○○）

財部14から18までは継続をお願いします。

○12番委員（○○○○○）

財部19は打ち切りをお願いします。

○7番委員（○○○○○）

末吉21は継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉22も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉23も継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉24は成立です。

○16番委員（○○○○○）

大隅25も成立です。

○11番委員（○○○○○）

大隅26は継続をお願いします。

○13番委員（○○○○○）

大隅27も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部29、30も継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉32は継続をお願いします。末吉33、34は成立です。末吉35は継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉36から40までは継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉41も継続でお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉42から44までは継続でお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉45は打切りでお願いします。

○15番委員（○○○○○）

末吉46、47は継続でお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉48、49も継続でお願いします。

○13番委員（○○○○○）

大隅50も継続でお願いします。

○16番委員（○○○○○）

大隅51も継続でお願いします。大隅52は打切りでお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅53は継続でお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部54から57までは成立です。58は継続で、59は成立です。

○6番委員（○○○○○）

財部60と61は継続でお願いします。62は158番1を除いて成立です。財部63は継続でお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第39号農用地利用集積計画の取消しについて、令和6年2月分の所有権移転1件を議題といたします。事務局から説明いたします。

○事務局（○○○○○局長）

議案第39号について説明いたします。本件については、令和6年2月20日開催の総会において、利用集積計画の決定をいただいておりますが、登記名義人の確認不足により申請地が未相続農地であることが判明したため、今回取消しをお願いするもので、相続登記完了後、再度審議いただくことになる予定です。以上です。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明がありました、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第39号農用地利用集積計画の取消しについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第40号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する新規10年以上の末吉43及び再設定10年以上の末吉102を除いて、期間ごとに審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

議案第40号農用地利用集積計画について、利用権設定は、議事参与の制限に該当する2件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため、退席願います。

(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

続いて、新規10年以上の末吉43を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

新規10年以上の末吉43は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため、退席願います。

(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

続いて、再設定10年以上の末吉102を議題といたします。質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

再設定10年以上の末吉102は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第41号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第41号農用地利用集積計画について、所有権移転は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第42号農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたします。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

議案書41ページになります。議案第42号について説明いたします。基盤法の改正により、令和6年度末までの猶予をもって、農地の貸借方法が農地法とバンク法になります。基盤法の経過措置として、地域計画を策定するまでは、令和6年度末を期限に基盤法の集積計画による農地の貸借、売買が可能であります。バンク法の促進計画については、令和6年5月1日契約開始分から、農地バンクは全ての市町村で一斉に促進計画で申請を受付し、県の認可を受けるため、市で作成した促進計画案について、市長から農業委員会の意見を求められているものです。このことから、これまで農政課担当のバンク法の集積計画と農業委員会による基盤法の集積計画をまとめて農業委員会総会で審議し、市で公告していましたが、今後は、基盤法の集積計画は市が決定、公告し、バンク法の促進計画は県が認可、公告することになりますので、基盤法とバンク法は別々に作成することになったところです。この措置は、地域計画が策定、公告されるまで、又は令和7年3月31日までとなるものですが、農地バンクが示すバンク法による促進計画の申請については、契約開始3月前の農業委員会総会で審議することが必要になってまいります。それでは、議案書42ページになります。農地中間管理権及び利用権設定の一括方式として、地権者が農地バンクを通じて耕作者に貸付ける案件が10件です。契約期間については、受理番号22から29までの案件は10年、受理番号30及び31の案件は5年となります。議案書43ページは、変更分として、農地バンクと耕作者間の契約期間中に耕作者が変更となるものが10件です。現在、農地バンクが中間管理権を取得した状態になっているもので、終期及び年間賃料については、当初、地権者と農地バンク間で契約した内容となるものです。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただいまの説明に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第42号農用地利用集積等促進計画案に係る意見については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、報告第4号合意解約等の報告については、総会資料の45ページから50ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

4月及び5月の行事予定について

○事務局（〇〇〇〇〇次長）

令和6年度最適化活動の目標の設定、農業委員会活動記録簿の提出等について

○事務局（○○○○○係長）

農地パトロール実施要領、ライングループへの参加、農地パトロール出発式等について

○16番委員（○○○○○）

農地パトロールの調査期間について

○議長（○○○○○会長）

うちの場合は、委員の改選が7月ということで、改選後すぐ新人にパトロールをさせるのは酷だという事務局の考え方で今の形になっていますので、よろしくお願いします。ほかにございませんか。

○8番委員（○○○○○）

お願いなんですけど。耕作者が直接事務局にそれぞれ行かれて、合意解約をしたいと。耕作者が相手の方をよく知らないから農業委員を通じて解約をしてもらってくれて預かってもらったんです。それで所有者の方に行ったら、契約途中でしかも本人から何の連絡がないと言って激怒された訳ですよ。お金はどうするんだ。契約の期間は1月から12月で、もう4か月過ぎているぞと。ということで、いろいろ私の方も話をしてどうにか丸く収まるような形になったんですけど、できれば、直接事務局に来たときには、電話なり何でも良いので、やっぱり合意なので、本人同士で一旦はちゃんと返事をとってから書類を預かるなり、していただけるとありがたいので、よろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

農業委員さんには頼まれるけど、本人同士は知らないということがよくありますので、ここは我々がトラブルのもとに入っていきますので、まず連絡があったら相手にもちゃんと伝えてくださいねと言うことだけは大事だと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和6年第4回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和6年4月22日（月） 午前11時00分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員